

第 180 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和 7 年 9 月 16 日（火）10:20～11:34

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、宇野二郎構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

〔政府〕稲原浩内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、佐伯美穂内閣府地方分権改革推進室参事官、川口真友美内閣府地方分権改革推進室参事官、福西竜也内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 7 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 2：各種経由事務の廃止（文部科学省）>

（大橋部会長）今回の提案は、経由事務の廃止という観点からなされている。従来は住民に身近なところに提出し、そこを経由して国の手元に届けることに一定の合理性があることから、地方の事務として整理してきた。しかし、オンライン化が進むことにより身近な窓口は必要なくなる。オンラインで国に直接提出すれば、サービスも早期に受けることができ、地方公共団体の労力も省略できることから、骨太の方針 2025 や地方創生 2.0 基本構想といった閣議決定における経由事務の廃止という基本方針を基に進めている。当該事業の尊さの説明は多くあったが、経由事務廃止について一切説明がなかったが、如何か。

また、当該事業は市町村を経由し、都道府県も経由する二重の経由事務がなされる点で異例であり、かつ市町村や都道府県に過度な負担が生じている。

加えて、他の経由事務は、法律や政令を根拠に経由事務を義務づけているが、当該事業は、文化庁参事官事務連絡という極めて簡易なもので事務を義務づけており、地方自治法違反ではないか。

今、政府ではオンラインを原則とし、紙媒体は縮小する方向で議論を進めている中で、この事業は紙媒体での応募のみとなっており、地方公共団体はその紙を郵送でやり取りしている。それが年間 3,000 件もあり、過度な負担が生じている。当該事務は、エクセルで書類を提出するだけにも関わらず、なぜ地方自治体に対応を求めるのか。

これらの点から、今回見直しを求められている経由事務の中でも、極めて異例で、負担が大きく、根拠が不明確なもの。我々としては、文化事業の事業内容が適切かどうか等は問題にしておらず、事業を進めるやり方が、今の政府が置かれている状況、国・地方関係の在り方からすると、あり得ないやり方だという認識である。是非経由事務を廃止いただきたいが如何か。

（文部科学省）経由事務の根拠は通知であり、根拠が希薄なことについては、おっしゃるとおりである。

オンライン化について我々も事業の合理化のため検討しているが、オンラインを誰が使うかを考えたときに、申請者側の体制が十分整っていないことから、事業目的を達成するために、手書きでなければ実現できないものがあれば、手書きでも推進したいと考えている。現状、手書きの応募が 4 分の 1、メールアドレスの記載がない人が 1 割おり、全体で 3,000 件の応募があることから、約 300 及び 750 人の方々は、対応が難しい状況

である。この方々を取りこぼさないよう、手書きとなっている。

当該事業については、業務委託を行っているが、昨今の様々な事情から、事業委託費が増大しており、經由事務を廃止すると事業費予算の更なる確保が必要となる。また、自治体の方々の事務は、地域だからこそ分かる内容もあることから、引き続き行っていただければと考えている。

(高橋構成員) メールアドレスがない方が1割いることは理解したが、元々紙媒体で応募することを求めており、エクセルデータでの応募を受け付けていない。まずはエクセルデータで応募いただくことを基本として、エクセルデータで応募できない人については、例えば、市町村が代理入力するなどの対応を検討の上、オンライン化を進める方向で、作業していただくことが基本だと思うが、如何か。

(文部科学省) エクセルのシステムのようなものを試作しているものの、高齢化の進む申請者がこれを入力可能かと考えた場合難しいが、御指摘のとおり、一定程度、自治体の方にも御協力をいただけるのであれば、大多数はオンラインということも可能になると思うため、その視点も検討したい。

(高橋構成員) 申請者の方に市役所に来庁いただき、一緒にエクセル入力するなどはあってもいいと思う。また、私も70歳だが、エクセルの入力をできる方が団体に1人くらいはおられるのではないか。今の80歳、90歳の方もスマートフォンやマイナンバーを利用しており、大多数の方がオンラインを利用可能であるため、デジタル・デバイドに配慮をしながらも、まずはオンラインシステムが基本だということを打ち出さなければ、政府の方針に反するのではないか。

(文部科学省) エクセルの申請書様式はホームページにも掲載しているが、現状1割の方がメールアドレスを持っておらず、エクセルを打ち出して、手書きで申請されている。

(高橋構成員) メールアドレスを保有していないのは1割で、9割がメールで申請できるのではないか。

(文部科学省) おっしゃるように、メールアドレスは9割の人が持っているため、メール等々は十分対応できるかと思うが、例えば、団体の規約が存在するかという応募要件もあり、規約をファイル添付するなどパソコンスキルが上がるケースもあることからデジタル化で対応することは、今は難しいと考えている。

デジタルのほうがいいという方もいると思うが、一方でデジタルだと無理という方もおり、我々としては申請する方々が申請しやすい環境を整えたいと思っている。

(大橋部会長) 9割の団体が継続して事業実施しており、一度エクセル入力を行えば以降は負担なく申請が可能で、9割がメール申請できるということであれば、残りの1割のために、3,000件の申請を全国の自治体職員が郵送手続や作業を行うことは、多くの業務を抱える自治体職員に作業を担わせる正当化根拠にはならない。

また、団体の中に1人、エクセルを使える方がいれば解消できるため、申請方法を改善いただくのは必然かと考えるが、如何か。

(文部科学省) 必要な改善を検討していく。

(大橋構成員) オンライン化の推進は必須と思うが、二重の經由事務がなされ、さらに、法律ではなく事務連絡に基づいて地方自治体に対して過度な負担を負わせている。これは、先ほど部会長より地方自治法違反のおそれがある旨御指摘いただいたとおり、国から地方自治体に対する関与の在り方として大変な問題であると認識いただきたい。

(文部科学省) 制度の改善と併せて考えてまいりたい。

(高橋構成員) 市町村が、事業申請についての情報を把握することは、經由事務を求めずとも、実施者側で情報共有できるシステムさえ作れば可能であり、オンライン化の支障とはならないことを踏まえ御検討いただきたい。

(文部科学省) 承知した。

<通番 4：国への返還金に関する取扱いの見直し（災害援護資金）（内閣府）>

（大橋部会長）第 2 次回答において、災害援護資金は返済を前提とした貸付制度であるとの説明があったが、本制度は、災害法制における貸倒れのリスクをどのように考えるかという問題である。特に東日本大震災において精力的に貸付けが行われた結果、ある県では、貸付金額の 20%について未収納になるおそれがあるとの分析もある。また、令和 16 年から借受人が「無資力またはこれに近い状態」であることによる償還免除が可能になるところ、現時点では、当該事由に基づく償還免除は認められない。

こうした実態を踏まえると、災害弔慰金の支給等に関する法律（以下、この項目において、「法」という。）第 14 条では、死亡、障害、破産という 3 つの事由について、免除事由に挙げられているが、これらの事由で十分なのか。提案団体からは、借受人が行方不明の場合や、少額償還の場合などについて支障があると聞いているが、法 14 条に規定されている事由で十分か。

（内閣府）自治体のほうで、先述の御心配があるということは重々承知。償還免除については、阪神・淡路大震災において、当初の償還期限が来ても償還に向けた努力を継続していただくことで、未償還となっていた額のうち、半分程度は償還がなされたため、東日本大震災の被災団体においても引き続き償還に向けた努力を継続していただく必要がある。また、「無資力又はこれに近い状態」等の要件を満たすことで償還免除が可能となるまでに最終支払期日から 10 年を要する。阪神・淡路大震災の場合は、その 10 年を超えても償還に向けた努力を継続していただいたという経緯があり、現時点で死亡や破産という事由以外によって償還が滞っている者の数や、償還免除の対象となる者の範囲を決定することは時期尚早。現時点で御心配というのは十分理解しており、法に規定されていること以外について、何もしないというわけではない。行方不明者や少額償還者の扱いについて、今後も検討する必要があると認識。

（大橋部会長）東日本大震災において、死亡、障害及び破産といった法第 14 条の免除事由の対象外となるケースをどの程度把握しているのか。

（内閣府）今後 10 年の間に死亡、破産する者もいることから、現時点では全体として 5 割強は償還済であり、5 割弱が未償還という大まかなデータはあるが、個別の借受人の償還状況については、貸付件数も多いことから、現時点で詳細なデータは持ち合わせていない。

（大橋部会長）冒頭申し上げた免除事由の対象が拡大されないと、最終償還期限から 10 年経過する令和 16 年を迎える際、償還困難な事例が表面化することになると思われるが、その対応に当たっては法の規定を見直し、免除の対象範囲の拡大を検討するのか、それとも、一般則に戻って地方自治法施行令や債権管理法によって対応するのか。

（内閣府）無資力による償還免除が可能となる 10 年後に考え始めるのでは遅いので、その点については時間をかけて検討する。阪神・淡路大震災においては、令和元年に議員立法で法改正を行ったという例もあることから、その時点で法改正をするのか、一般法に基づくのかどうなのかというのは、様々な選択肢があり得る。

（大橋部会長）自治体においては、その間債権管理を継続する必要がある。自治体が未償還部分について負担する可能性もある以上、最終的な償還免除の対象範囲の決定方法については、はっきりさせておく必要があるのではないかと。今まで、東日本大震災や阪神・淡路大震災においては、個別法の規定に基づいて償還免除の範囲を拡大するという、アドホックな対応を行ってきたが、基本は、地方自治法施行令第 171 条の 6 及び第 171 条の 7、また、債権管理法といった一般法の規定による対応なのではないか。その上で、先述の規定は「無資力又はこれに近い状態」という非常に曖昧な規定ぶりであるが、当該規定に基づく免除の事例はあるのか。また、「無資力又はこれに近い状態」の解釈指針は自治体に対して周知しているのか。

（内閣府）地方自治法施行令及び債権管理法に基づく償還免除の適用例として、阪神・淡路大震災においては、

平成 30 年の時点で、基準を整理し、所得水準や生活保護の方の扶助費の標準額などがメルクマールとなって、その無資力に該当するか否かの判断を行った。現在、物価が大きく変動していることを踏まえると、現時点では決められない。その時点で、適切な判断をしていく必要があると認識。

(大橋部会長) 個別法対応から外れてしまう一般災害というのは、自治体のほうからしてみたら無資力による償還免除の対象外と認識されている可能性がある。そういった実態を踏まえると、地方自治法施行令や債権管理法の規定に基づいて、「無資力又はこれに近い状態」の一般的な考え方を示していただく必要があるのではないかと。自治体からすると、個別法の規定がなければ、償還免除の対象にならないと認識しているように見受けられる。一般則による償還免除は、セーフティネットであることから、その存在を周知して、その在り方というのを示し、その上でプラスアルファして、個別法対応ということなのではないか。

(内閣府) 一般法について、周知をするというのは 1 つの考えで、そこは我々も既にある制度をしっかりと御活用いただくということに対する努力はしていく必要はあると認識。

その上で、個別法対応になるというのは、予見可能性が乏しい点において、市町村に若干不安を惹起させるという悪い面もあるが、一方で、災害は一つ一つ状況が異なること、また、物価も大きく変化していることから、ある時点で基準を定めてしまうと、個々の災害への当てはめで非常に不都合になるおそれもある。そういった点を踏まえると、個別ごとの災害時点で判断していくほうが、より現場の声を反映できるというメリットもあるので、そういった両方を、メリット、デメリットを考えながら対応していく必要があると思われる。

但し、御指摘のとおり、一般法というものがセーフティネットであるということについては、しっかりと内閣府防災も周知する必要があると思っている。

(大橋部会長) 地方自治法施行令や債権管理法に基づく償還免除が全然周知されていないので、自治体から、東日本大震災における償還免除の特例の一般災害への適用や、特別法による償還免除を求める提案が提出されており、一般法に基づく償還免除という認識が欠けている。

さらに、一般法に基づく償還免除について、前例があまりないこと、また、一般法の規定ぶりが抽象的であるにもかかわらず、解釈指針等が示されていないため、本当の意味でのセーフティネットになっていない。やはり、最後は市町村が責任を取るような仕組みになっていることを踏まえると、なおさら自治体に対して償還免除に係る規定の全貌、仕組みを提示する必要があるのではないかと。

(内閣府) 償還免除に係る特例を設けたのが東日本大震災や阪神・淡路大震災という規模の大きな災害についてであり、個別に特例を設けるというのは制度の安定性も欠けるため、特例を個別に設けていくのではなく、やはりおっしゃるとおり、一般法のほうで理解できる制度にするのが大事だと認識。

その中で、どこで特例の基準とするのか、能登半島地震や熊本地震について、一般法のルールだけでいいのか、特例が必要なのかとかという点も含めて、自治体の声も伺いながら御相談には応じていきたい。

(大橋部会長) 償還猶予についても全く同じで、前例があるかないか分からないような形になっていることを踏まえると、災害の規模が大きいもの以外、例えば能登半島地震などについて、対応の方向性が不明であることは問題であり、見直しが必要ではないか。

その上で、免除を地方自治法施行令や債権管理法といった一般法の規定に基づいて行う場合、借受人への貸付けを行っていない国や都道府県が事務を行うことになるが、どのように審査を行うのか。自治体においても、審査の在り方が示されなければ、地方自治法施行令とか、債権管理法に基づく償還免除は困難と思われるが、認識は如何か。

(内閣府) 繰り返しになるが、一般法に基づく償還猶予、償還免除の周知がなされていなかったということについて、受け止める。

(大橋部会長) 東日本大震災における特例を他の災害にも適用させるため、個別法での対応になるのか、それとも、一般法に基づく償還猶予、償還免除が可能であることを周知して、その中身を明確化していただきたいが、如何か。

(内閣府) 今の時点では、一般の災害については一般法に基づく償還猶予、償還免除を進めていただくという方向性のほうが、可能性としては高いかと思う。

(高橋構成員) 当該地域における被害の程度で考えるのが基本であり、そういった意味で、当該地域における被害の程度というところで線引きして一般法を作るとというのが、まず、第1点なのではないか。

また、行方不明者のリスクを市町村に負わせるというのは、少し筋が違うのではないか。最終年度に一括して、その時点で行方不明者になった人について返還免除をすると法令で決めてしまえばよい。モラルハザードを懸念して償還免除の基準を示さないのは適切ではないのではないか。

(内閣府) 行方不明者については、なかなか難しい。先ほど申し上げたとおり、モラルハザードといったところとのバランスがあるので、制度として組み込むのは難しい。

(高橋構成員) 最終年度に整理すれば、モラルハザードも生じないのでは。

(内閣府) 無資力についても最終的なところをどうするかについて、現時点で申し上げるのは難しい。

(勢一部会長代理) 法制度として、期限が近づいてから特例を定めるというやり方は、法治主義のスタイルにはなじまない。当初の仕組みで、動きそうにないということが、既にある程度予見可能性のある状況になっているのであれば、制度を所管する側としては考える必要があるのではないか。モラルハザードうんぬんとは少し違う、法制度の在り方の議論だと思う。

また、熊本地震について、確かに未曾有の大災害と比較して規模が大きいところが、一つ目安になっているが、熊本地震は当該地域にとっては非常に大きな被害となっており、その後の復興も含めて負担になっている。高橋構成員の御指摘もあるが、全体としての規模とは別に、各地域の実情に応じてどのような取扱いが一般法においてできるのかという検討をお願いしたい。

(内閣府) 自治体の声を十分に踏まえながら検討は進めていきたい。各地域における被災状況は考慮した上で、特に熊本県の場合は、熊本地震の後にも水害だとか、様々な被害を受けているので、全体の負担を認識しながら、どのように線引きをしていくかである。

最初に決めた制度を全く動かさないということではない。熊本については当初の償還期限をまだ迎えていないため、もう少し状況を見ながら、じっくりと自治体の皆様の声も伺いながら検討していきたい。

(大橋部会長) 本制度について、市町村が非常に大きい負担を実質的に負っている。貸付の窓口になる市町村が、先ほどの行方不明者を始めとした、市町村ではどうしようもない理由によって財政負担となるのは、市町村にとって、我慢できるようなことではない。貸付けの仕組みをつくっている以上、その仕組みを整備することが大事であり、個別法での対応が難しければ、一般則を整備する必要がある。実際に貸付事務を行っている自治体が提案をしており、執行上の問題というのが明らかになっている。

この特例を広げるという形で地方自治法施行令及び債権管理法の規定について予測可能性を高めるようにしていただくことは大事。今回中途半端な解決をすると、再度提案されるおそれもあるため、検討のスタートにしていきたい。

(内閣府) 検討のスタートにするというのは、御指摘のとおり。

ただ、市町村の方々にも、制度全体で御理解をいただきたい。法に基づく免除というものが圧倒的多数で、それについては、国が全体の負担をして、そういう意味では、法に基づく免除と債権放棄を合わせる全体の負担でいうと、国が6割以上負っている。

例えば、災害復旧、激甚災害の指定をされると、国の補助が上がるが、少しは市町村が負担するのが普通。災害援護資金についても例えば国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村も4分の1原資を出し合って貸し付けて、貸倒れに伴う免除をした場合に、国が2分の1、県が4分の1、市町村も4分の1を負担するという制度もあり得た。それを全く市町村の原資負担なしとしたというのは、ある意味、国としての最大限の配慮を制度施行時点で行っている。圧倒的多数を法に基づく免除によって、市町村の負担をなくしているが、行方不明の方とかが残ってしまい、阪神・淡路の場合は1%だけ残ってしまった。何でもかんでも市町村に押しつけようという制度でなくて、国として最大限市町村の負担が出ないように制度設計をしている。

(大橋部会長) 法第14条1項に挙がっている死亡、障害、破産である程度カバーできているということが、エビデンスをもって言えて、市町村に説明していただけるのであれば理解できるが、今回出てきているような行方不明、少額償還、生活保護に該当する者が一定数いるのだとすると、当てはまらない。こうした者をどのように取扱うのかというところが、制度上ははっきりしていない。安定性が、少し足りないということなのではないか。

(内閣府) エビデンスという意味では、阪神・淡路大震災において1%のみが債権放棄に該当した。東日本大震災や、それ以外の災害はどうなるかというのは、その都度フォローアップはしていきたい。また、一般法について、まだまだ、我々として制度の説明不足といったところは、しっかりと取り組んでまいりたい。

(大橋部会長) 東日本大震災についても現時点で10年近くの蓄積があることから、実態を把握していただけないか。その結果、貸倒れリスクが、あるということであれば、それをベースにして議論していただくということは大事だと思う。

(内閣府) 細かい調査をしてしまうと、その調査自体が自治体の負担ということにもなるが、一部の自治体で既にデータを自発的に頂いており、10年後まで放置するのではなく、実態を把握しながら検討してまいりたい。

(大橋部会長) 少なくとも今回の提案が出ている、この提案団体の意見というのは聞いていただけるか。

(内閣府) 当然、拝聴したい。

(大橋部会長) それを踏まえて、今日出たような点について御検討をいただき、また必要があれば、ヒアリングの機会を設けるかもしれない。

(内閣府) 特に、御提案いただいて本当にお困りになっている具体の案件を抱えている団体には、丁寧な対応をしていきたい。

<通番7:マイナンバー制度等における情報連携の活用によって申告書の提出等を不要とする見直し(法務省)>

(大橋部会長) 第1次ヒアリングの際に、今回の提案を法務省で受け止めていただいたときに、支障があるというお話だったが、もう少しリアルにエビデンスベースでお示しいただけないかということをお願いして、今回、50の法務局についての作業時間等、いろいろな問題点を御報告いただいた。

非常に大変な事務作業だとは思いますが、現行の仕組みで、31万通の公用請求を全国の1,892の市区町村で処理するのを同じような形で計算すれば、そちらも膨大な作業量になるということだと思う。そうだとすると、この国全体の統治システムというか、行政システムの中のトータルコストの中でどうするかということを考えたら、やはり大変なのだが、法務局内で、いろいろ工夫していただくことが大事なのかなという気がする。

それで、今回、検証というお話があったが、この検証というのは、市区町村への公用請求を行わず法務局で引き取った場合に、どういう問題があるのかを検証するのだと思う。しかし、それを検証すれば、先ほど言ったような数字が具体的に出てくるので、大変だという話にはなるのだが、大変だからといって、この提案への対応はやめるということはしないようにしていただきたい。市区町村への公用請求が継続するということにはな

らずに、法務省で予算なり、法制なりを整えて、この課題に应运えていただけるような方向性で検証を行っていただけるという趣旨と理解してほしい。

(法務省) 今、御指摘いただいたように、課題がもちろん生じてくると思うのだが、その内容を踏まえて、ということが対応できるのか、御指摘いただいたような予算面等の手当なども含めて、検討させていただきたいと考えている。課題があるので直ちにやめるということを決して考えているわけではない。

(大橋部会長) その場合の検証というのは、具体的にどのようなことをお考えになっているのか。例えば、法務局 50 局のうちどれぐらいを対象にして検証するのか。事務処理の効率化というのは、どういうところを御覧になるのか。また、全国の例えば A とか B の法務局にお願いと言って、調査研究のように、下に丸投げする方法なのか。そうではなくて、法務省本体が、きちんと今回の提案を受けたということを前提にして、法務省の問題意識のもとに法務局が関わって総体として検証を行うといった体制作りのもとで行うのか。その辺りの見通し、方法を説明いただきたい。

(法務省) 後半で御指摘いただいたような本省での問題意識を踏まえた上で、各法務局にももちろん投げるということを検討しているが、その投げ方なども含めて、現場の意見を聞きながら当然やっていくことになるかと思っています。

そして、先ほど御説明させていただいたが、令和 8 年度の解消事業の一部を対象として、相続発生の有無の調査等について、戸籍情報連携システムを使用して副本参照を行う。その辺りで、システムの操作や、その周辺作業に時間が実際にどれくらいかかるのか。除籍謄本等が廃棄されている場合や、紙のみで管理されている場合など、戸籍情報連携システムで検索をしても該当がないというケースも考えられる。そういった場合に、本籍地市区町村への問合せが必要となるケースが、実際にはどの程度生ずるかなどについて把握したいと考えている。そのような実務上の課題などを踏まえて、それに対する対応策を検証させていただきたいと考えている。

(大橋部会長) 提案募集方式の制度自体が、年末に対応方針を閣議決定して、年度末に地方分権一括法案を取りまとめるなど、非常に短期間で結論を出す仕組みになっている。そういう中で、例えば、今回御提案があったような形の検証をしていただき、その後に、この仕組み作りから措置するという形だと、少し時間がかかる。そうだとすると、私どもとしても、提案団体に、法務省からこういう御回答があったということを説明するときに、やはりある程度のスケジュール管理というか、見通しが必要である。今回はそうではないと思うが、時間延ばしのような形で先に繰り延べされるような例も過去にあった。そのため、令和 8 年 1 月頃から検証に入られて、実際に実現できるのは令和 9 年頃になるのか。令和 9 年通常国会に法案が提出されるとか、令和 8 年 8 月末頃の令和 9 年度予算概算要求に計上間合に合うくらいのスケジュールで進めていただけるのか、そういう具体的なロードマップをお示しいただきたい。

(法務省) 現時点でお答えできる範囲では、先ほど申し上げた、令和 8 年 1 月頃から作業準備を開始する解消事業を対象として検証を行い、令和 8 年 12 月までには終えたいと考えている。これは、一般的に受託者による相続人等の探索が、その年の 12 月頃までが作業ピークであるため、それまでの検証はさせていただきたいと考えている。

その後のスケジュールに関しては、検証結果を踏まえてどのような対応が必要となるのか、予算、人的体制あるいは何らかの法令の改正等を要するのかなど、検証作業を踏まえて考えさせていただきたい。

(大橋部会長) 是非、事務局に最終的な御回答をいただくときには、この検証のロードマップについてお示しいただきたい。また、この提案については、本部会、全国の自治体からも関心が強い。令和 7 年、8 年という従来の枠の中で収まり切らないものについては、フォローアップしているが、フォローアップの中でも特に大事

な提案については、今日と同じような形でお越しいただいて、進捗状況を含めてヒアリングを行って同時並行的に見守るということもやっている。そのような形で対応させていただくこともあり得るため、是非積極的にロードマップを示した上で、実現に向けて御努力いただきたいと思う。

（法務省）回答に当たっては、御指摘の点も踏まえて検討させていただきたい。

（以上）

（文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり）